

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針

(1) 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

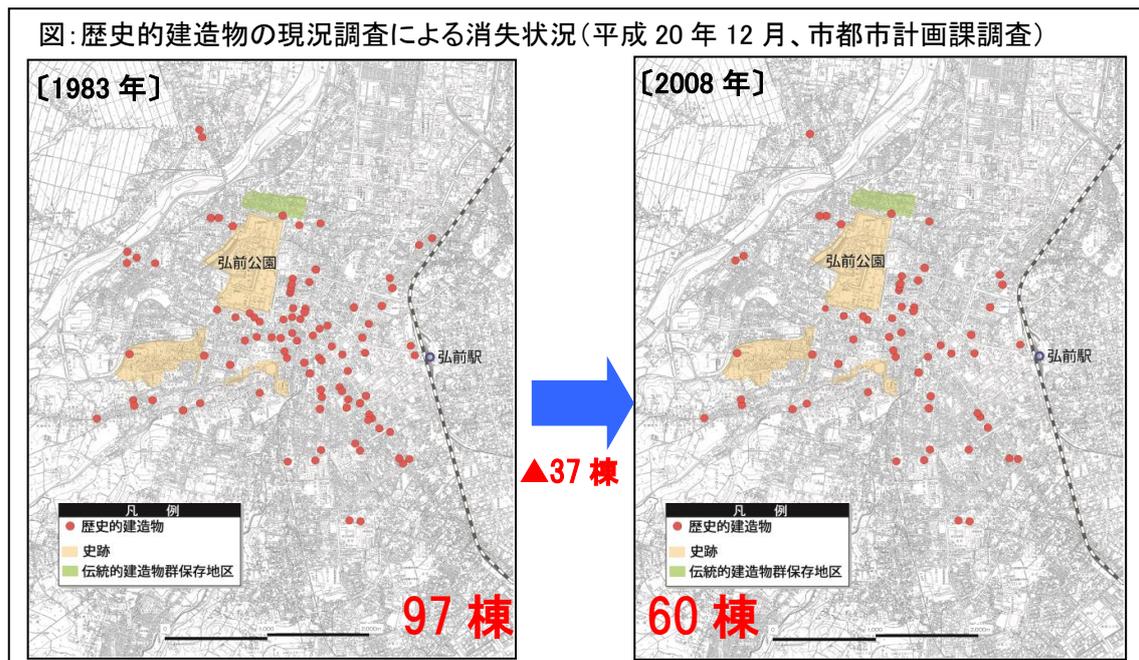
① 歴史的建造物に関する課題

市内には、歴史的風致を形成する重要な要素である歴史的建造物が数多く遺され、その多くは、国、県、市による指定文化財として適正に保護されております。

また、国の登録有形文化財においては、その保存と活用を図るため歴史的風致形成建造物や景観重要建造物へ指定するなどの必要な装置を講じています。

しかしながら、指定までに至っていないその他の歴史的建造物は、その歴史的価値の認識不足や維持費負担の問題、所有者の高齢化・後継者不足等の理由により、老朽化や消失が急速に進んでいる状況です。歴史的建造物の消失状況は、平成20年12月、「弘前の近代建築－I. 建設記録と明治洋風遺構」（1983年3月、弘前市教育委員会刊）、「城下町弘前の町家と町並」（1990年3月、弘前市教育委員会社会教育課編）、「青森県近代和風建築総合調査報告書」（2004年3月、青森県教育庁文化財保護課編）に掲載された旧城下町及び周辺にある建造物97棟について現況調査を行なったところ、37棟の消失が確認されています。

これらの歴史的建造物は、その存在自体が当市の歩んできた歴史を物語る貴重な資産であることに加え、先人により引き継がれてきた「弘前さくらまつり」や「弘前ねぷたまつり」といった人々の活動の背景として欠かすことのできないものとなっていることから、その歴史的価値を明らかにし市民レベルで認識するとともに、適切に保護する必要があります。



② 伝統文化に関する課題

当市には、藩政期以降、生活の中で育まれてきた伝統行事や伝統産業などが数多く残されており、その一部は、文化財の指定を受けるなど保存が図られています。

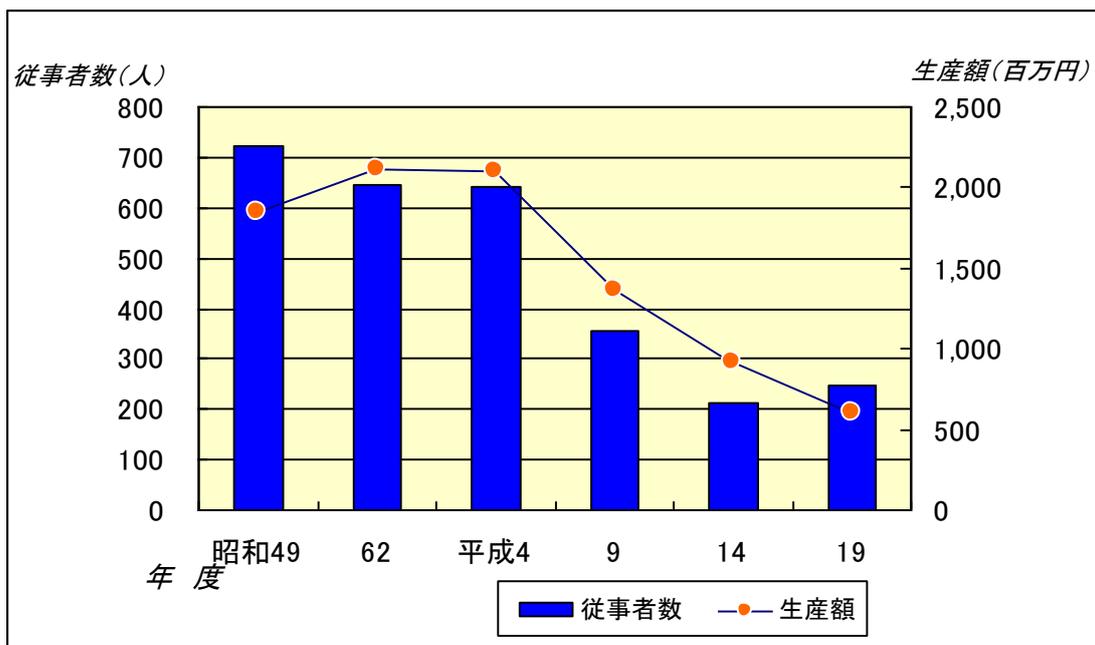
しかし、ねふた祭りや獅子舞といった地域住民によって支えられてきた伝統行事や伝統芸能の中には、少子高齢化などの進展に伴い次世代の担い手不足が深刻化しているものもあります。

また、伝統産業についても、消費者ニーズの多様化に伴う生産額の低下や職人の高齢化・減少化が進んでいるなど、歴史的風致の重要な要素である伝統文化の継承のための措置が求められています。

津軽塗産地数値動向

年 度	昭和 49	62	平成 4	9	14	19
従事者数 (人)	724	646	640	357	211	247
生産額 (百万円)	1,845	2,112	2,100	1,370	912	598

[青森県漆器協同組合連合会調べ(H20年3月末現在)]



③ 歴史的風致を取り巻く環境に関する課題

市内には、史跡津軽氏城跡（弘前城跡）を中心に、伝統的建造物群保存地区など藩政期のまち並みや明治・大正・昭和期の洋風建築・近代建築など多世代にわたる歴史的建造物が存在しており、これらを巡ることで当市の重層的な歴史性を感じることができます。しかしながら、歴史的風致を引き立てる、周辺環境及び観光客の受入環境について、課題を抱えています。

例えば、当市は藩政期からの道路形態をよく残していることから、これらの歴史的建造物を繋ぐ回遊ルートには十分な、歩道幅員が確保されていない箇所があります。このため、歴史的建造物を快適に回遊するための歩行者ネットワークの形成が必要です。

良好な景観形成についても、当市は、歴史的風致を色濃く残す地区やその周辺において、電線類の地中化など歴史的景観の向上に努めていますが、仲町伝統的建造物群保存地区など多くが未整備の状況です（平成21年度時点）。電線類以外にも、景観の悪化を招く建築物や屋外広告物等により歴史的景観が阻害されている事例もあり、電線類地中化等の推進や景観向上のために周辺環境の規制を含めた一体的な措置が必要となっています。



最勝院五重塔付近の狭幅員の歩道（整備前）



旧第五十九銀行本店本館前の電線



仲町伝統的建造物群保存地区内の電線（整備前）

また、当市の通史を扱う市立博物館はあっても伝来した多くの歴史文化遺産について詳細に学び、交流できる場がない状況です。このため、市民や来訪者が当市の歴史的風致についての理解を深め、将来にわたって歴史的風致を活用した魅力的なまちづくりを推進するための拠点施設等の整備が必要です。

さらに、歴史文化観光都市である本市において、市民のみならず来訪者の賑わいが歴史的風致の維持向上に大きく寄与している中、近年国外からの来訪者が増加傾向にあります。しかしその一方で、多様化する来訪者のニーズに対応するための受入環境の整備が追いついていない状況であることから、来訪者の滞在時間の延長や宿泊者の増加によるリピート観光の促進に向け、国内のみならず国外からの来訪者にも目を向けた受入環境の整備が必要です。

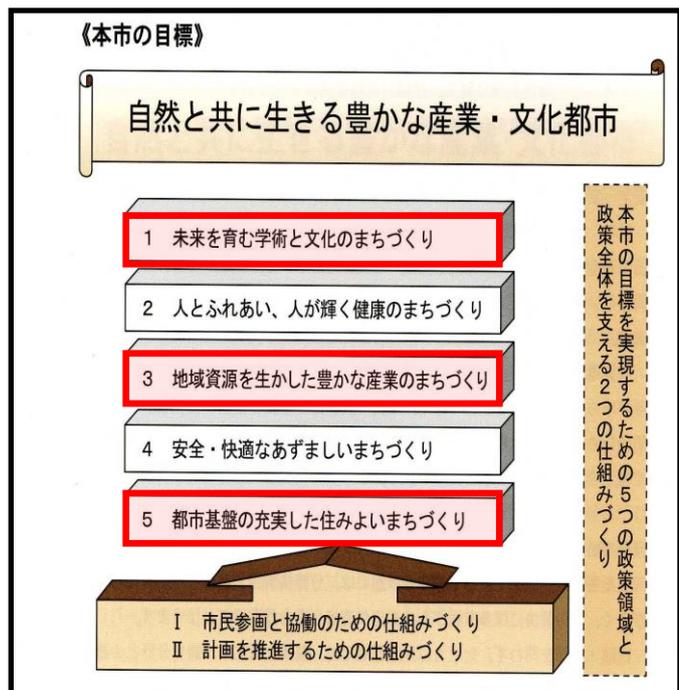
（2）総合計画等の状況及び関連性

① 総合計画

平成20年(2008)1月に策定した弘前市総合計画では、『私たちのまち弘前市には、岩木山に代表される恵まれた豊かな自然資源、りんごをはじめとする産業資源、弘前城や各種まつりなどの歴史・文化資源、弘前大学をはじめとする学術資源など先人から受け継いだ貴重な財産があります。これらかけがいのない財産をまちづくりに生かしつつ大切に後世に引き継ぐとともに、生涯を通じて市民一人ひとりが健康でいきいきと生活できる社会の実現を目指し、本市の将来の目標を「自然と共に生きる豊かな産業・文化都市」と定めます。』としています。

この目標実現のために、5つのまちの姿【政策】を定めており、「未来を育む学術と文化のまちづくり」での将来のまちの姿を、『本市には地域に息づく伝統芸能や歴史的建造物、文化遺産などが保存継承されており、芸術分野をはじめとした様々な文化活動が活発に行われています。今後とも、こうした地域の文化を大切に育てる人づくり・まちづくりを進めます。』としています。

また、「地域資源を生かした豊かな産業のまちづくり」では、『ますます激化する地域間競争を勝ち抜くために、全国一のりんごをはじめとする農産物や、岩木山やさくらまつりなどの観光資源、弘前城などの文化財及び弘前大学などの学術研究機能など、豊かな地域資源を最大限に活用しつつ、農業・観光・商工業などの異分野間での積極的な連携・協働を進め、豊かな産業を目指します。』としています。

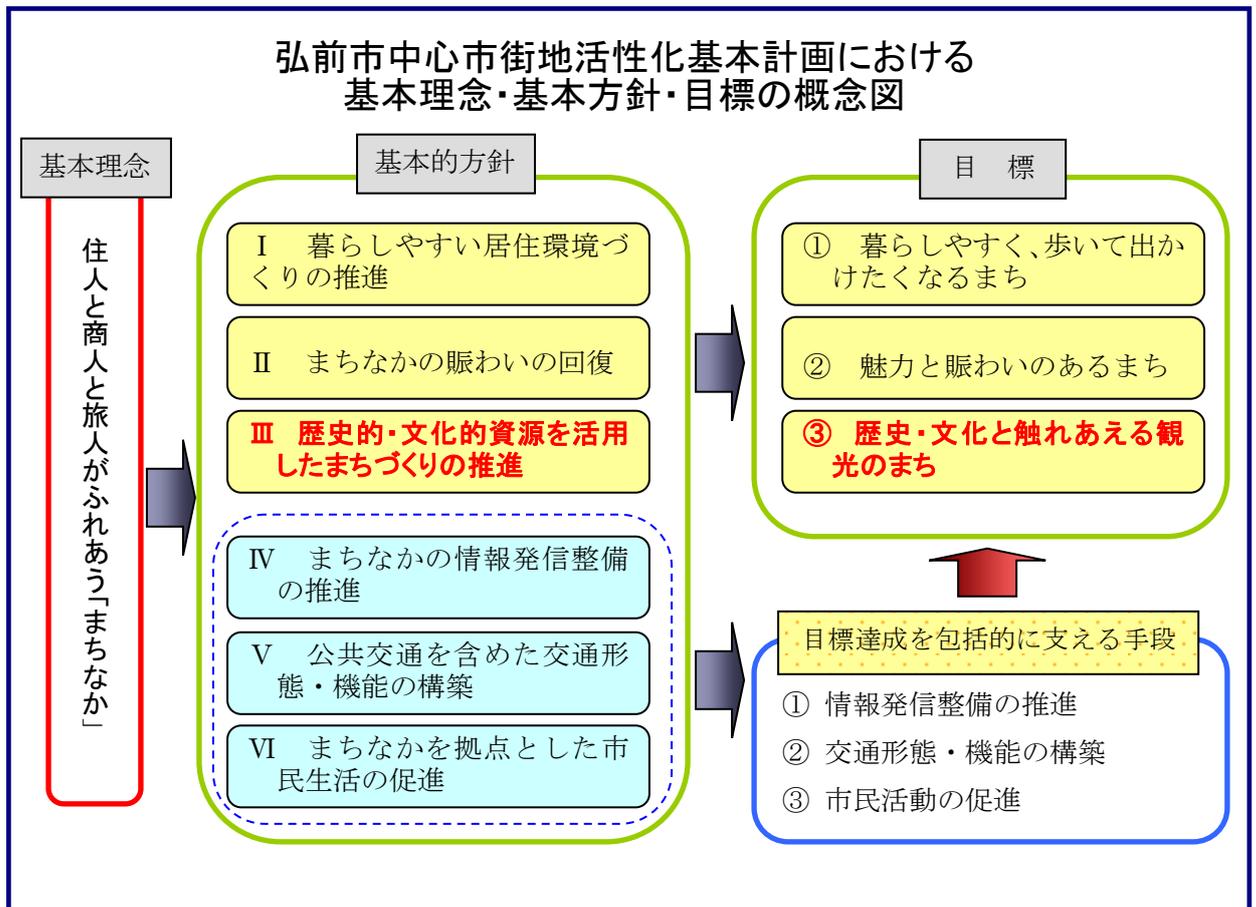


さらに、「都市基盤の充実した住みよいまちづくり」では、『公共住宅や緑地空間の適正供給、自然・歴史的な背景を地域特性に配慮した景観形成を進めます。』としており、いずれも歴史的風致の維持及び向上を推進する内容になっています。

② 中心市街地活性化基本計画

平成20年(2008)7月に国の認定を受けた弘前市中心市街地活性化基本計画では、「住人と商人と旅人がふれあうまちなか」を基本理念として、中心市街地活性化のための6つの基本方針を定めています。

「歴史的・文化的資源を活用したまちづくりの推進」では、平成22年の東北新幹線新青森駅開業や平成23年の弘前城築城400年を睨みながら、弘前公園及び周辺の歴史的環境の保全や施設整備を進めるとともに、市内中心部に点在する歴史的景観や和菓子、和料理、洋食などの食文化との連携、まち歩きガイドマップの作成等、観光客をまちなかへ誘導するための取り組みを進めることとしており、目標の一つに「歴史・文化と触れあえる観光のまち」を掲げるなど、歴史的風致を活用したまちづくりを推進するものとなっています。



（3）歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針

当市では、弘前城下や岩木山を中心に歴史的建造物や人々により営まれてきた伝統行事・伝統工芸などの歴史的資源が多世代にわたって育まれてきました。今後も、これら先人から受け継いだ歴史的・文化的資産の保全に努めるとともに、積極的な活用を図り、市民が誇りに思えるまち、また、来街者にとっても魅力溢れるまちにするため、多様な歴史的風致を後世に継承するまちづくりを進めることとし、歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針を以下のとおり定めます。

① 歴史的な建造物やまち並みの保存と活用の推進

既に文化財等に指定又は登録されている建造物及び国により選定された伝統的建造物群保存地区は、引き続き文化財保護法、青森県文化財保護条例、弘前市文化財保護条例、弘前市伝統的建造物群保存条例に基づき適切に保存と活用を図ります。その他の歴史的価値の高い建造物は、学術的な調査を進め文化財等への指定の可能性を検討します。

また、歴史的、文化的価値が高く、当市の歴史的風致を形成していながら、所有者の維持費負担の問題等により、老朽化や消失が進んでいる状況にある建造物は、歴史的風致形成建造物や新たに景観重要建造物に指定するなど必要な措置を行い保存と活用を図ります。

② 地域に根付いた伝統的な人々の活動への支援

当市の重要な市民活動の場でもある祭礼や年中行事などに対する支援策を検討していきます。また、地場産業の中心となっている伝統工芸は、後継者の育成に努めるとともに、販路の拡大やその技術を活かした商品の開発などを促す環境整備に努めます。その他の伝統芸能等は、保存団体に対する用具修理の費用助成等、継承のための措置を講じるとともに記録保存に努めます。

③ 歴史的風致の活用に向けた環境整備の推進

歴史的風致を色濃く残す地区やその周辺においては、良好な環境の保全と活用を図るため、歴史性に十分配慮した街路整備や、電線類地中化及び案内板の設置等の施設整備を実施し、歴史的資源を繋ぐ歩行者ネットワークの形成に努めると

ともに、歴史的景観の阻害要因となる建築物や広告物等に対して適切な規制誘導等を行うなど、回遊性、利便性、景観等の向上を目的とした周辺環境整備を推進します。また、歴史資料の適切な保存・管理機能を備え、市民及び来訪者が弘前の歴史的資産について学び、体験し、交流できる場、さらには歴史的風致等の情報を発信する場となる施設の整備に努め、将来にわたる継続的な歴史的風致の活用を図ります。

さらに、観光振興の面では、国外からの来訪者のさらなる増加を目指し、先人たちの生活の様子・息づかいを体感できる参加体験型の観光施策の推進や、案内の充実、公共交通の利用促進等を図ることで、来訪者の利便性・回遊性の向上につなげるための受入環境整備を推進します。

④ 歴史的風致の魅力を再発見できる取り組みの推進

当市には、多くの文化財に加え文化財には指定されていないものの、歴史的・文化的に価値の高い地域資源が多数存在します。これら、まちの資源を把握し、その歴史的価値を市民一人ひとりが認識することは、自らのまちに誇りを持つとともに、市民レベルでの保全活動等にも繋がることから、歴史的風致を醸し出しているまちの資源を再発見できる取り組みを推進します。